

○福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

昭和四十二年九月二十三日

福岡県規則第四十九号

〔福岡県宅地造成等規制法施行細則〕を制定し、ここに公布する。

福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(令五規則二九・改称)

(趣旨)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。)の実施については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号。以下「施行令」という。)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号。以下「施行規則」という。)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(令五規則二九・一部改正)

(名義変更等の届出)

第二条 法第十二条第一項の許可を受けた工事主は、次の各号のいずれかに該当する場合は遅滞なく宅地造成等に関する工事の名義変更等届出書(様式第一号)、宅地造成等に関する工事の変更届出書(様式第二号)又は宅地造成等に関する工事の廃止、一時中止届出書(様式第三号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 工事主若しくは工事施行者の住所氏名に変更があったとき又は工事主若しくは工事施行者に異動があったとき。
- 二 災害防止上支障がない軽微な工事の変更をしようとするとき。
- 三 工事を廃止し、又は一時中止しようとするとき。

(平二〇規則四六・令五規則二九・一部改正)

(技術的基準の特例)

第三条 施行令第二十条第一項の規定に基づき、災害の防止上支障がないと認められる土地においては、施行令第八条の規定による擁壁又は施行令第十四条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次に掲げる工法による措置をとることができる。

- 一 間知石空積工その他の空積工
- 二 編みしがら工
- 三 筋工
- 四 積苗工

(平二〇規則四六・旧第四条繰上・一部改正、令五規則二九・一部改正)

(標識の掲示)

第四条 法第十二条第一項の規定による許可を受けた工事主は、宅地造成等工事許可済の標識(様式第四号)を、工事期間中、現場内の見やすい場合に掲示しておかなければならない。

(平二〇規則四六・旧第六条繰上・一部改正、令五規則二九・一部改正)

(工事施行状況の報告等)

第五条 法第十二条第一項の規定により許可を受けた工事の工事施行者は、次の表の上段(イ)欄に掲げる工事の種類に応じ、当該中段(ロ)欄に掲げる報告事項について、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料による報告書を作成し、当該工事の完了後速やかに知事に提出しなければならない。

2 前項の工事施行者は、次の表の上段(イ)欄に掲げる工事の工程が下段(ハ)欄に定める工程に達するときは宅地造成等に関する工事の工程届出書(様式第五号)をその二日前までに知事に提出しなければならない。

(イ) 工事の種類	(ロ) 報告事項	(ハ) 工程
1 擁壁工事(高さ高三メートル以下のものを除く。)	一 鉄筋コンクリート造擁壁の耐力並びに基礎及び壁体の配筋	① ((A)) 基礎杭打工事に着手及び完了したとき。 ((B)) 基礎の配筋が完了したとき。 ((C)) 壁体の配筋が完了したとき。
	二 練積み造擁壁の床堀及び基礎並びに壁体の厚さ又は組石材及び裏込コンクリートの厚さ	② ((A)) 床堀及び基礎工事が完了したとき。 ((B)) 当該擁壁築造の高さが全体の高さの三分の一の高さに達したとき。
	三 擁壁の水抜穴及びその周辺と透水層の状況	

2 盛土工事	一 急傾斜に盛土する場合における盛土前の段切その他の措置	① 段切その他の措置が完了したとき。
	二 主要な盲排水管の施行状況	② 盲排水管が布設されたとき。

(平二〇規則四六・旧第七条繰上・一部改正、令五規則二九・一部改正)

(その他の書類の様式)

第六条 法第七条第一項に規定する証明書は、宅地造成及び特定盛土等規制法立入検査証(様式第六号)とし、施行規則第七条第一項第五号に規定する資格を有することを証明するに足る資料は、設計者の資格に関する申告書(様式第七号)とする。

(平二〇規則四六・追加、令五規則二九・一部改正)

附 則

この規則は、昭和四十二年九月二十三日から施行する。

附 則 (平成二〇年規則第四六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年規則第二九号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

宅地造成等に関する工事の名義変更等届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

工事主 住所  
氏名  
(署名又は記名押印)

福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第2条第1号の規定により次のとおり届け  
出ます。

1 許可の番号及び年月日	第 号 年 月 日
2 土地の所在及び地番	
3 工事主の住所氏名 施行者	新
	旧
4 変更の理由	
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄

(注意) 1 ※印欄は、記入しないでください。  
2 3は、不要の文字を抹消してください。

様式第2号(第2条関係)

宅地造成等に関する工事の変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

工事主 住所  
氏名  
(署名又は記名押印)

福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第2条第2号の規定により次のとおり届け  
出ます。

1 許可の番号及び年月日	第 号 年 月 日
2 土地の所在及び地番	
3 変更の内容及び理由	
※ 所 見	
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄

(注意) ※ 印欄は、記入しないでください。

様式第3号(第2条関係)

宅地造成等に関する工事の廃止届出書  
一時中止

年 月 日

福岡県知事 殿

工事主 住所  
氏名  
(署名又は記名押印)

福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第2条第3号の規定により次のとおり届け  
出ます。

1 許可の番号及び年月日	
2 土地の所在及び地番	
3 廃止の理由 一時中止	
4 廃止時の工事状況 一時中止	
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄

(注意) 1 ※印欄は記入しないでください。  
2 不要の文字は抹消してください。

様式第4号(第4条関係)

宅地造成等工事許可済	
許可年月日及び番号	年 月 日第 号
工事主住所氏名	
設計者住所氏名	
工事施行者住所氏名	
土地の所在及び地番	
土地の面積	
工事期間	

32cm

23cm

様式第5号(第5条関係)

宅地造成等に関する工事の工程届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

工事施行者 住所

氏名

(署名又は記名押印)

福岡県宅地造成等規則法施行細則第5条の規定により次のとおり届けます。

工 事 主 住 所 氏 名			
許 可 番 号 及 び 年 月 日	第 号	年 月 日	
土 地 の 所 在 地			
工 程	工 事 の 内 容		
完 了 予 定 日	年 月 日		
備			
考			
※ 受 付 欄		※ 記 事 欄	

※は記入しないでください。

様式第6号(第6条関係)

第	号	交 付 年 月 日	使 用 期 間 1 カ 年
職 名	氏 名	生 年 月 日	

宅地造成及び特定盛土等規制法

立 入 検 査 証

福 岡 県 知 事  印

8.5cm
6.0cm

(裏)

この証を携帯する者は宅地造成及び特定盛土等規制法により立入をする職権を行なうものでその関係条文は、次のとおりであります。

宅地造成及び特定盛土等規制法抜萃

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

様式第7号(第6条関係)

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

福岡県知事 殿

設計者 氏名

(署名又は記名押印)

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第13条第2項に規定する設計者の資格について次のとおり申告します。

1	氏名	生年月日	年 月 日生		
2	現住所	(電話)			
3	最終学歴	年 月	卒業 中退	学部学科名	部 科
4	資格免許等	一級建築士、技術士、登録年月日 番号 第 号			
5	申告する資格				
6 実 務 経 歴	会社名又は工事名	職務内容	期 間	合 計	
			年 月から(年 月) 年 月まで		
			年 月から(年 月) 年 月まで		
			年 月から(年 月) 年 月まで		
			年 月から(年 月) 年 月まで		
7 設 計 経 歴	事業主名	工事施工者名	場 所	面積	許認可年月日番号
				m <sup>2</sup>	年 月 日第 号
				m <sup>2</sup>	年 月 日第 号
				m <sup>2</sup>	年 月 日第 号
				m <sup>2</sup>	年 月 日第 号
				m <sup>2</sup>	年 月 日第 号
※ 受 付 処 理 欄	※ 資 格 欄	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条該当		1	2 3 4
		建設省告示第1005号該当		1	2 3 4

- (注) 1 ※印欄には記入しないこと。  
 2 「4」欄の資格等についてはその写しを添付すること。  
 3 「5」欄には設計者の有する資格の法律上の根拠条項(例えば宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第1号等)を記入すること。  
 4 卒業証明書を添付すること。